

用語の説明についての御提案

「消費者市民社会」(首藤委員)

- ・お互い様の心で助け合い、毎日の暮らしのおしゃべりが増える社会
- ・持続可能な社会を私たちの毎日の暮らし・買い物の選択で未来に残す
- ・地域力、ご近所力で、大丈夫？助けて！がいえる社会
- ・消費者、行政、事業者の対話で、ともにつくる持続可能な社会
- ・地域の見守りの力でたすけてがいえる社会
- ・世代をこえたくらしの経験を楽しく学びあい、消費者の力を発揮できる社会

「消費者市民」(小田川委員)

- ・正しい消費行動ができる
- ・社会の一員として自立した行動ができる
- ・相談しあえる関係をはぐくむ地域のつながりづくり
- ・契約を客観的に見極めることができる消費者
- ・困ったときの相談相手がいる

(参 考)

消費者市民社会（消費者教育推進法）

消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地域環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会

（消費者教育の推進に関する基本的な方針）

消費者教育は、自立した消費者であるために、被害に遭わない消費者であること、合理的意思決定ができる消費者であることに加え、社会の一員として、より良い市場とより良い社会のために積極的に関与する消費者を育成する教育であり、自らの利益の擁護及び増進のために自主的かつ合理的に行動することができる個人を生み出すというだけでなく、健全な経済社会の形成にとっても重要な意義がある。

消費者市民と消費者市民社会（千葉県啓発冊子「暮らしのお守り便利帳」）

私たちは日々、何らかの商品やサービスを選んだりしながら消費生活を送っています。その選択を行うときに、「社会」「経済」「環境」などを考慮して行う個人を「消費者市民」といいます。

そして、そのような動きを社会全体に広げることが、人にやさしく、地球にやさしく、住みやすい「消費者市民社会」をつくることです。

たとえば、こんなことができそう

- ・環境にやさしい過程を経て製造された製品を買うこと
- ・地域で生産された農産物や海産物を買うこと
- ・フェアトレード製品を買うこと
- ・節電や節水をすること
- ・食べ物を残さないこと
- ・マイバッグを持参すること
- ・家庭ごみを減量すること